

# 独立行政法人農林漁業信用基金について

平成18年4月26日

農 林 水 産 省

# 独立行政法人農林漁業信用基金の概要

## ◆ 農林漁業者の信用補完業務を行っている全国機関 ◆

信用基金は、農林漁業者の経営に必要な資金の融通を円滑にし、農林漁業の振興を図るため、保証・保険の信用補完業務と貸付の業務を行っている。

また、農漁業者が被る不慮の災害による損失に対し、共済団体が支払う共済金等に必要な資金の貸付も行っている。

### 【農林漁業の特性】

農林漁業は、①自然条件や経済状況の変化によるリスクが高い、②生産サイクルが長く収益機会が少ない、③担保が農地等で特殊であるといった特性から、民間金融機関による融通が難しい分野

設 立 : 平成15年10月1日

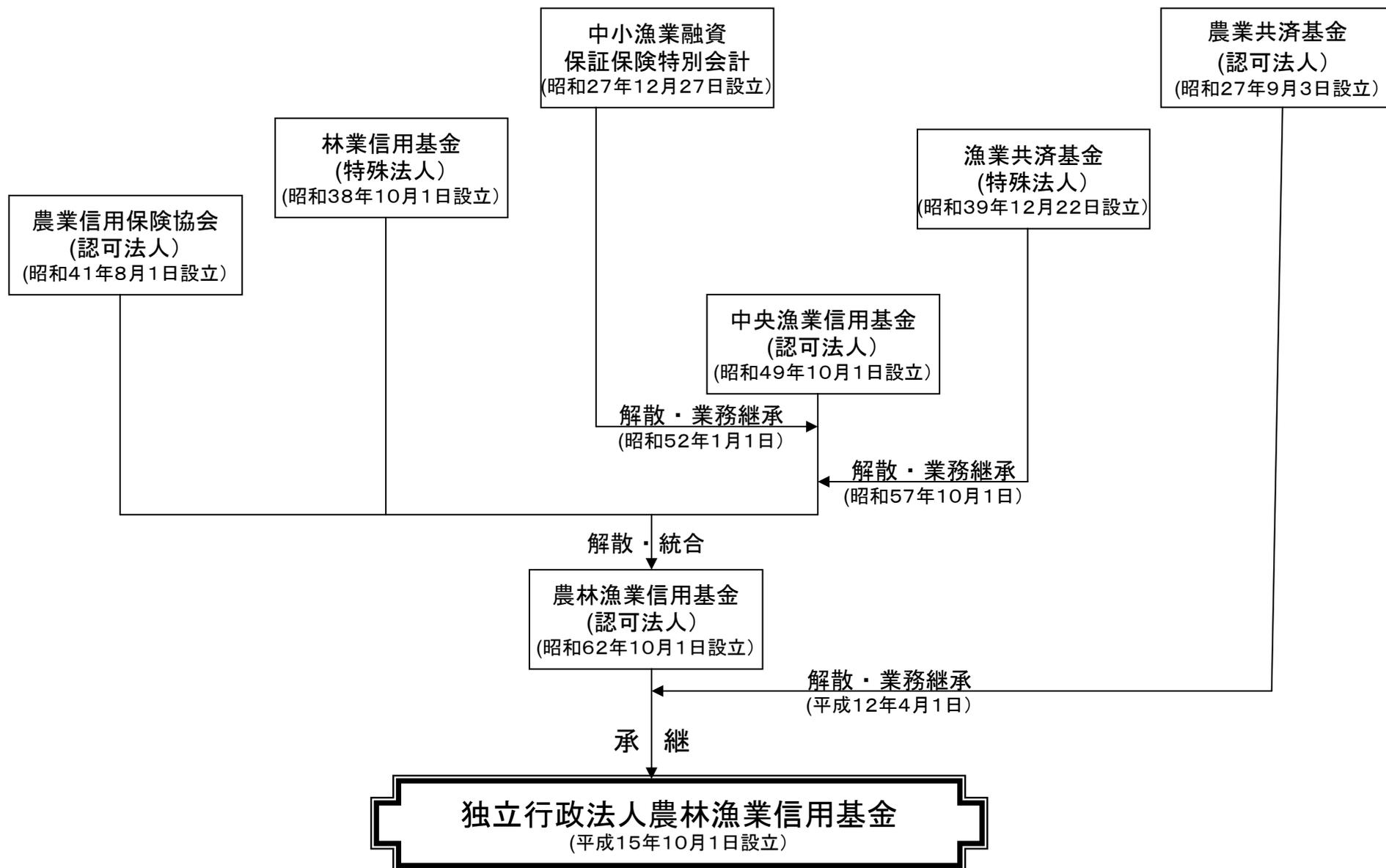
根拠法 : 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)  
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

資本金 : 2,052億円余(平成17年3月31日現在)

役職員 : 役員9名、職員124名(平成18年4月1日現在)

業 務 : 1. 農業信用保険業務  
2. 林業信用保証業務  
3. 漁業信用保険業務  
4. 農業災害補償関係業務  
5. 漁業災害補償関係業務

# (独)農林漁業信用基金の過去の統廃合の経緯



# 農林漁業信用基金の業務実績(平成16年度)

## 農業信用保険業務

	金額(億円)	件数
保険引受額	6,659	117,915
保険引受残高	38,812	1,412,422
貸付金額	212	378
貸付残高	508	578

## 林業信用保証業務

	金額(億円)	件数
保証引受額	461	2,043
保証引受残高	476	2,345
貸付金額	79	41
貸付残高	24	24
寄託額	32	2
寄託残高	270	39

## 漁業信用保険業務

	金額(億円)	件数
保険引受額	1,324	7,144
保険引受残高	2,161	24,454
貸付金額	196	320
貸付残高	281	513

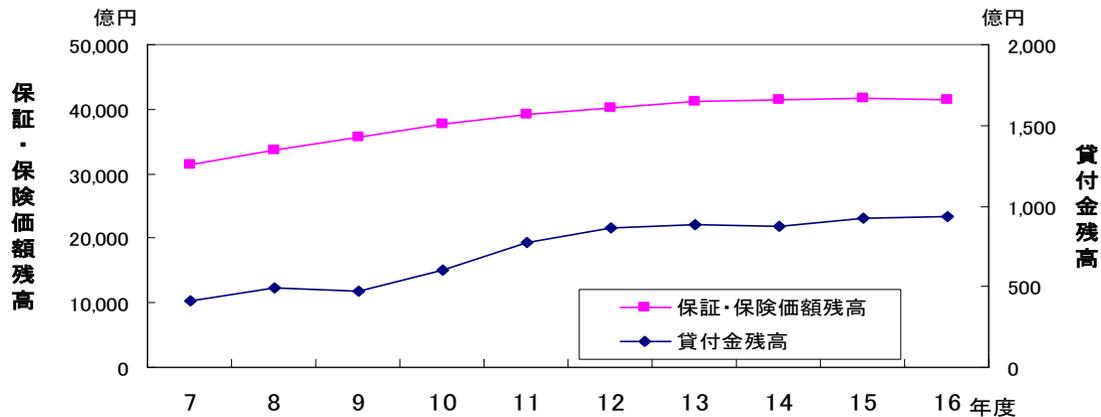
## 農業災害補償関係業務

	金額(億円)	件数
貸付金額	83	30
貸付残高	18	16

## 漁業災害補償関係業務

	金額(億円)	件数
貸付金額	172	36
貸付残高	109	28

## 事業実績の推移



# 国の施策と一体となった農林漁業信用基金の役割(農業)

国の政策目的

- ・担い手の育成
- ・食料自給率の向上
- ・農業経営の安定
- ・農村の振興

「食料・農業・農村基本法」

農  
林  
漁  
業  
信  
用  
基  
金

## 【保証保険業務】

農業者の必要とする資金の円滑な融通を図るため、農業者が民間金融機関から借り入れる際に、農業信用基金協会が行う債務保証についての保険

## 【融資業務】

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者に対し、改善計画の達成に必要な短期運転資金を貸し付けるため、民間金融機関に低利な貸付原資を預託する農業信用基金協会への貸付

## 【農業災害補償関係業務】

被災農業者への共済金の早期かつ円滑な供給を図るため、農業共済団体に対し、共済金等の支払財源を貸付

効果

- 農業経営の改善
- 農家生活の向上、農村地域の活性化
- 農業経営の安定、農業再生産の確保

# 国の施策と一体となった農林漁業信用基金の役割(林業)

国の政策目的

「森林・林業基本法」

- ・森林の多面的機能の持続的発揮
- ・林業の持続的かつ健全な発展
- ・林産物の供給及び利用の確保

農  
林  
漁  
業  
信  
用  
基  
金

## 【保証業務】

林業者の必要とする資金の円滑な融通を図るため、林業者が民間金融機関から経営改善に必要な資金の借入に係る債務保証

## 【融資業務】

林業経営基盤強化法に基づく計画認定者に対し、木材生産・流通の合理化等に必要な資金を貸し付けるため、民間金融機関に低利な貸付原資を預託する都道府県への貸付

## 【寄託業務】

林業経営基盤強化法に基づく計画認定者に対し、森林施業規模の集約や施業の長伐期化等を促進するための無利子の資金を貸し付けるため、農林公庫へ無利子の貸付原資を寄託

効果

- 林業経営の改善
- 長伐期化・複層林化の推進
- 林業・木材産業の高度化・合理化の推進

# 国の施策と一体となった農林漁業信用基金の役割(漁業)

国の政策目的

- ・水産物の安定供給の確保
- ・水産業の健全な発展
- ・効率的かつ安定的な漁業経営の確保

「水産基本法」

農林漁業信用基金

## 【保証保険業務】

漁業者の必要とする資金の円滑な融通を図るため、漁業者が民間金融機関から借り入れる際に、漁業信用基金協会が行う債務保証についての保険

## 【融資業務】

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、計画の達成に必要な短期運転資金を貸し付けるため、民間金融機関に低利な貸付原資を預託する漁業信用基金協会への貸付

## 【漁業災害補償関係業務】

被災漁業者への共済金の早期かつ円滑な供給を図るため、漁業共済団体に対し、共済金等の支払財源を貸付

効果

- 漁業経営の改善
- 地域経済への波及効果
- 漁業経営の安定、漁業再生産の確保

## 事務事業の効率化等の状況

### ① 効率化目標等の進捗状況及び効果

	一般管理費の削減	民間委託	一般競争入札	事務所の統合
目 標	中期目標の期間中に平成14年度比で13%以上の節減	事業費の削減・効率化	一般競争入札を積極的に導入	4カ所ある事務所の統合
進 捗 状 況	H16年度末現在、平成14年度比で16%の節減	求償権回収業務の一部を民間に委託	システム開発及び長期借入金を一般競争入札で実施	H16年12月に統合
効 果	人件費、業務管理費等の経費を抑制することにより業務運営の効率化を推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     14年度 2,659百万円                      16年度 2,234百万円                      (△16%)                 </div>	民間委託により、回収が困難なものの回収を実現 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     回収額                      16年度 85百万円                 </div>	一般競争入札の実施により、資金調達コスト等を節減 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     長期借入金平均調達コスト                      16年度 17年度                      0.990% → 0.524%                 </div>	事務所統合に伴い、事務所借料等の経費や公用車台数の減を達成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     事務所維持管理経費                      △36百万円                      公用車台数 △2台                 </div>

### ② 財務状況の推移

区 分	H15年度	H16年度
資 産 負 債 差 額	221,712百万円	224,032百万円
行政サービス実施コスト	4,181百万円	2,316百万円

(注)

1. 資産負債差額は各年度末である。
2. 行政サービス実施コストのH15年度については、15年10月1日から16年3月31日までの期間分である。

### ③財務状況について

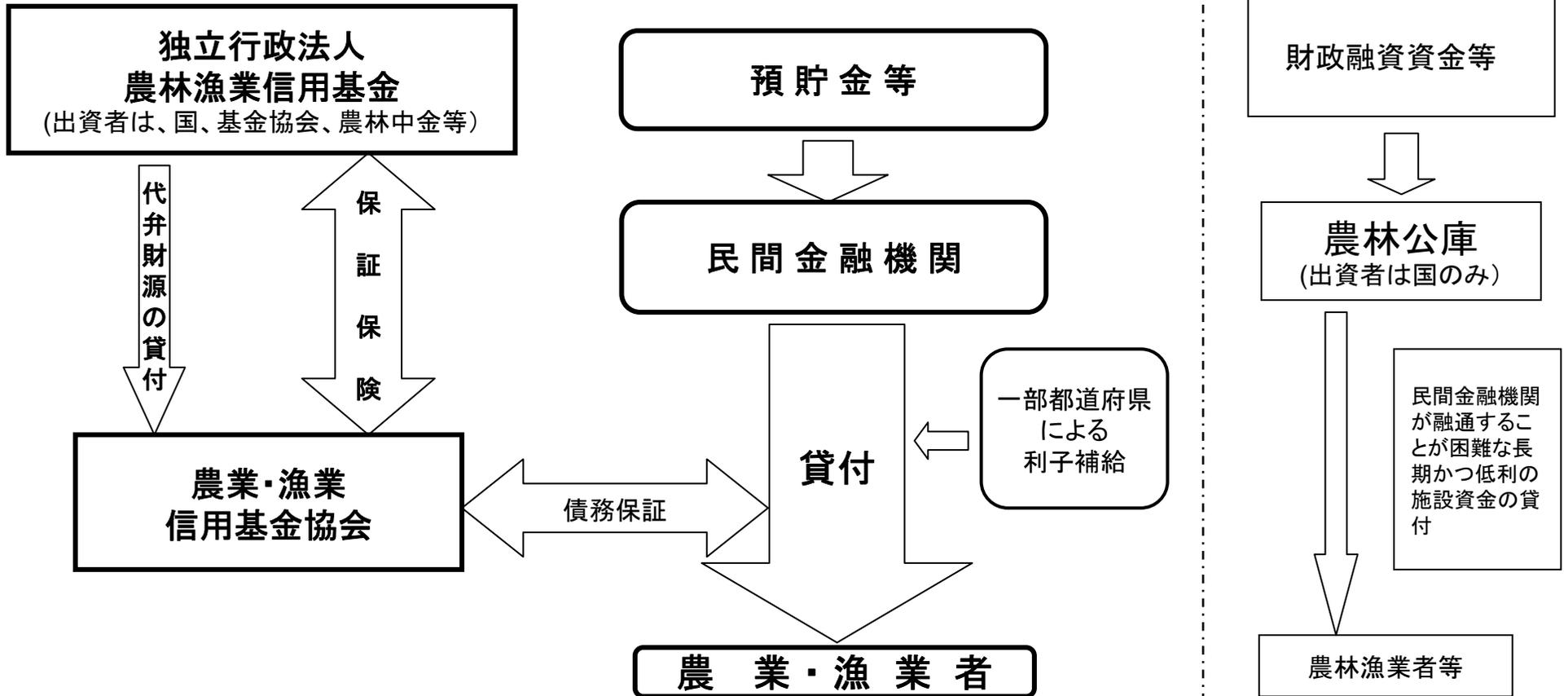
1. 保証・保険業務を行うための支払準備資産となる出資金等を保有しているため、資産が負債を下回る状況ではない。
2. 資産負債差額は、16年度に当期利益金を計上していることから増加している。
3. 行政サービスコストは、15年度が半期のため比較とならないが、大幅に減少している。そのコストの大半は、機会費用である。
4. 今後とも、自己収入の増加と費用の抑制に努めていくことが必要と考えている。

## ○保証保険業務

現行の手法を用いている理由:

農・漁業者の債務保証を行う農業・漁業基金協会のリスクを軽減し、保証能力を増大させるとともに、債務保証のリスクを全国的に分散を図ることができることから保険制度を採用

目的 農業・漁業者が必要とする資金の円滑な融通  
民間金融機関からの融通促進

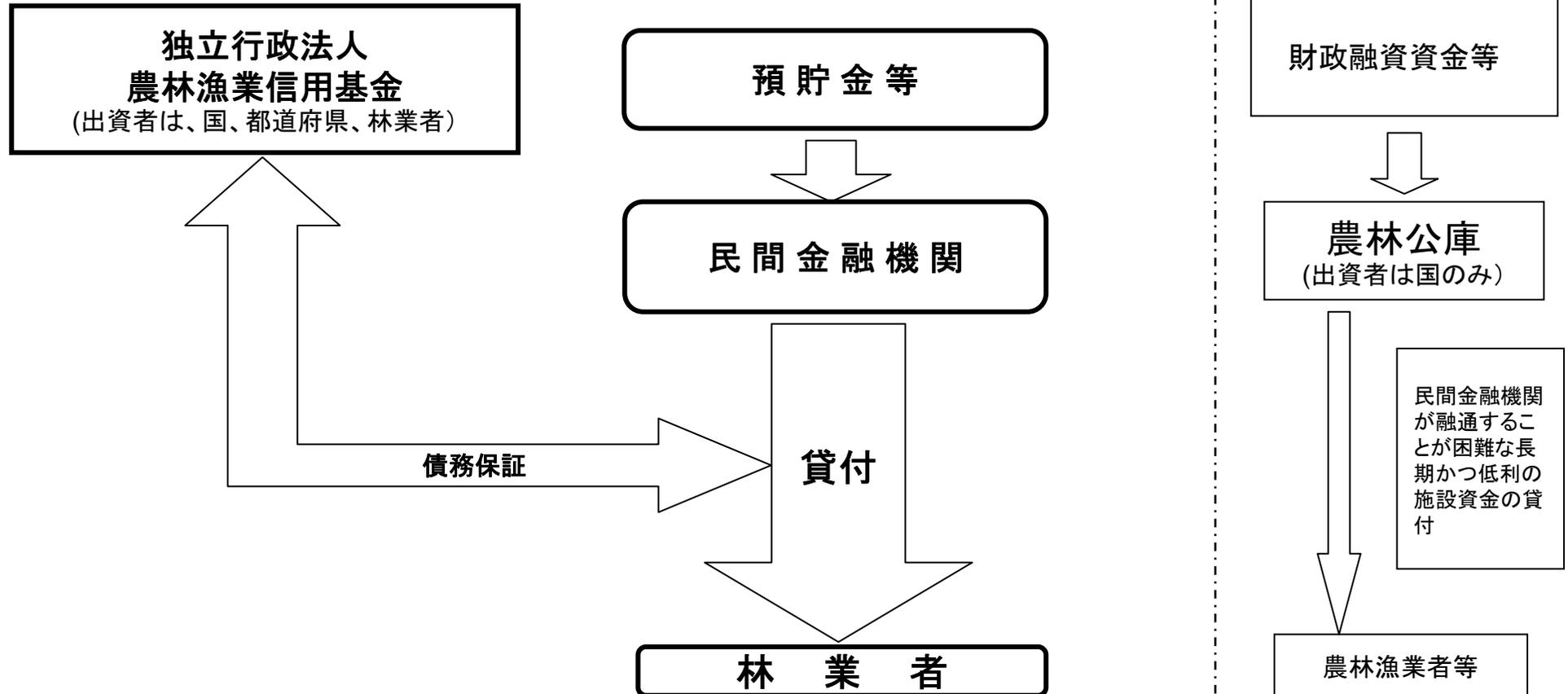


## ○債務保証業務

現行の手法を用いている理由:

国内の森林資源の利用・供給に重要な役割を果たしている林業者の経営改善を推進するため、信用力の弱い林業者が民間金融機関から円滑に資金調達できるよう債務保証制度を採用

目的 林業者が必要とする資金の円滑な融通  
民間金融機関からの融通促進



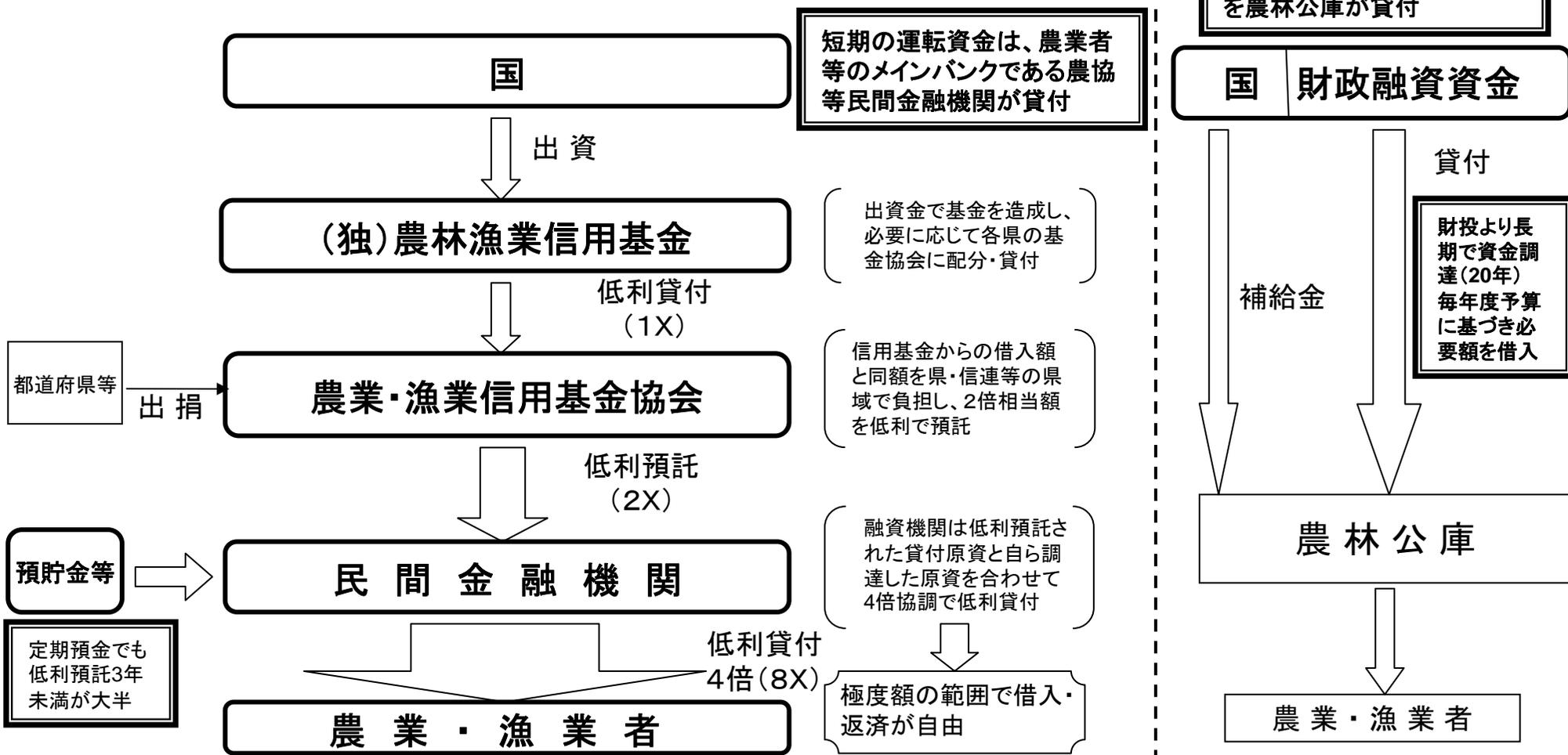
# ○農業・漁業融資業務

現行の手法を用いている理由:

各都道府県の低利運転資金の資金需要に応じて弾力的に全国的な調整ができるよう低利預託原資をローリングして活用できる貸付制度を採用

目的

- ① 担い手の育成・確保を図るため、農業経営改善計画等の認定を受けた農業者が必要とする短期・低利資金(農業経営改善促進資金)の融通
- ② 効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者が必要とする短期・低利資金(漁業経営改善促進資金)の融通



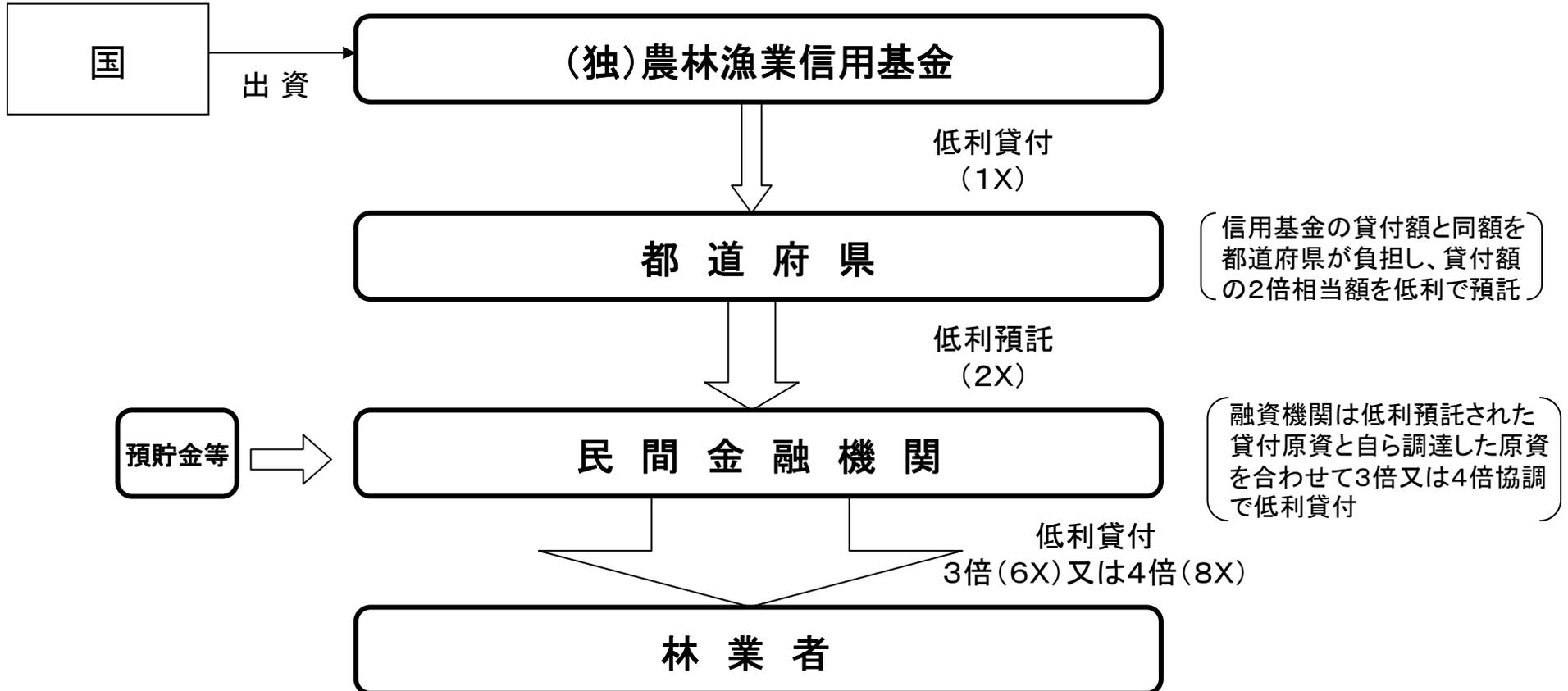
## ○林業融資業務

現行の手法を用いている理由:

各都道府県の低利運転資金の資金需要に応じて弾力的に全国的な調整ができるよう低利預託原資をローリングして活用できる貸付制度を採用

目的

木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業者の育成を図るため、林業経営改善計画等の認定を受けた林業者が必要とする低利資金(木材産業等高度化資金)の融通



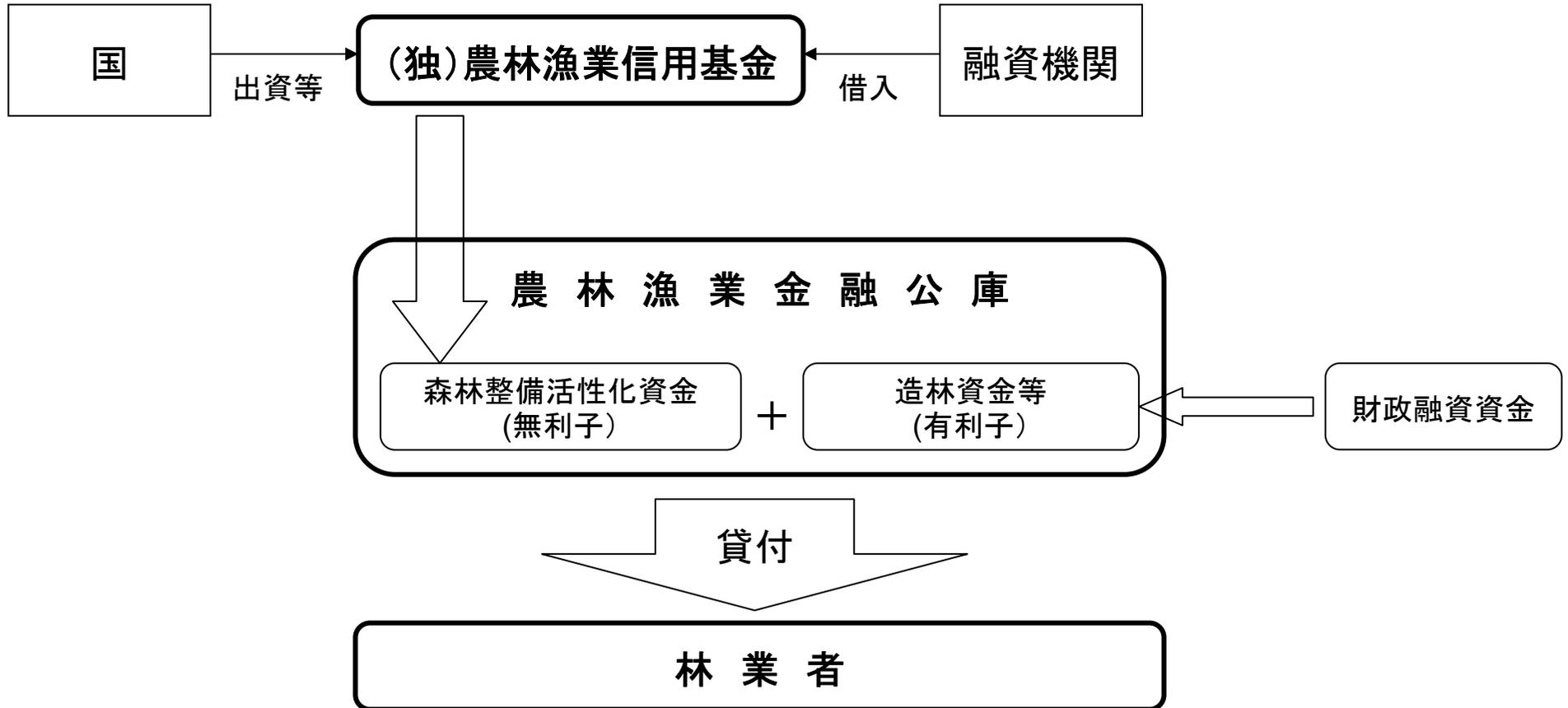
## ○林業寄託業務

現行の手法を用いている理由:

農林公庫から無利子資金を融通するため、無利子の貸付原資を供給する必要があることから寄託制度を採用

目的

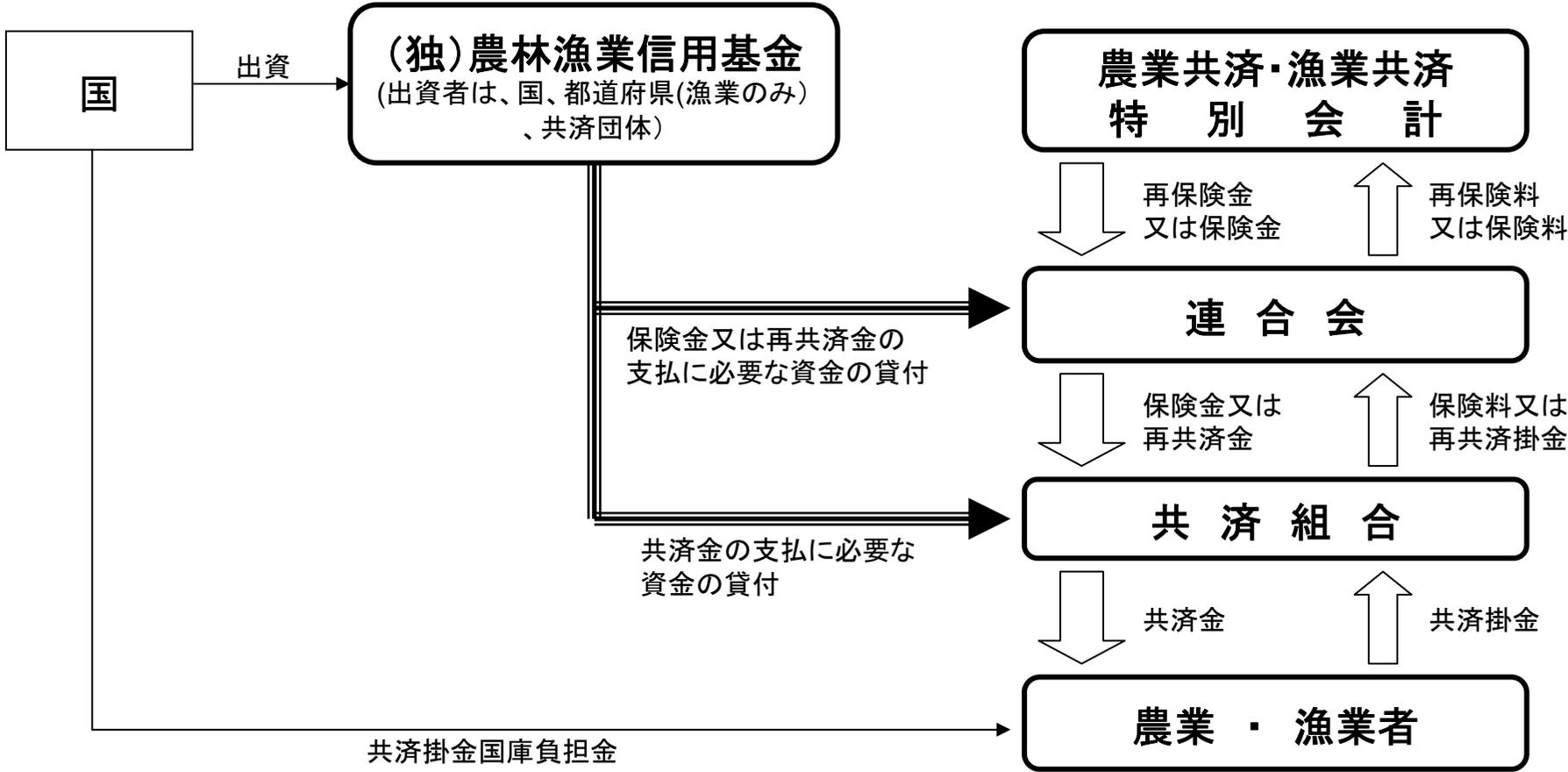
森林施業の規模の集約や長伐期化等を促すため、林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対し、無利子の森林整備活性化資金の貸付を行う農林公庫へ無利子の貸付原資を寄託



# ○農業・漁業災害補償関係業務

現行の手法を用いている理由：  
 共済団体が災害対策として早期に共済金等を支払うために必要とされる資金の全額を無担保、無保証で、低利かつ緊急に供給するため、貸付制度を採用

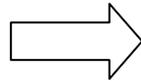
**目的**  
 農業・漁業災害補償制度は、共済又は保険の仕組みを活用し、冷害、台風等により被害を受けた農・漁業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を図る制度  
 信用基金は、農業・漁業共済団体が行う共済金等の支払に必要な資金を貸付



## 政策金融の対象分野に関する基準について

### 公益性

信用基金は、農林漁業者の信用力を補完することにより、農林漁業者が必要とする事業資金の円滑な融通を可能とする。



事業資金の円滑な融通により、農林漁業の健全な発展が図られ、食料の安定供給、自給率の向上、森林の多面的機能の持続的な発揮といった公益性が増進される。

### 金融リスク評価の困難性

農林漁業の特性として、

- ①事業・収益が自然条件に大きく影響
- ②生産サイクルが長く収益機会が少ない
- ③担保が農地等で特殊

といったことがあるため、多くの農林漁業者は信用力に不安があり、リスク評価が難しい。



- ①気象変動、災害により、経営が大きな影響を受けるが、そのリスクの特定・予測が不可能
- ②農林漁業者の収益機会が収穫期等に限定されるため、キャッシュフローが不安定で収益力の評価が難しい
- ③債権保全のための担保が農地・森林・漁船等であるため、処分時における流動性が低く、民間金融機関の対応が消極的

## 民間金融機関で信用基金が行う貸付業務を実施した場合の影響

### 信用基金が行う貸付業務

#### (代位弁済財源貸付)

保証保険制度の一環として、代位弁済による基金協会の保証能力の低下を防ぐとともに、迅速な代位弁済の実行により、農・漁業者の信用補完業務を適切に行わせるため、国等の出資金を原資に各基金協会の保証業務の状況に応じて低利の資金を貸付け。

#### (低利預託原資貸付)

農業経営基盤強化促進法、林業経営基盤強化法及び漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく計画認定者に対し、計画の達成に必要な低利の運転資金を貸し付けるため、民間金融機関に低利な原資を預託する農・漁業基金協会や都道府県に対して預託の資金を貸付け。

#### (共済金支払財源貸付)

被災した農・漁業者の損失を補填するため、農業・漁業災害補償制度に基づき共済団体が行う共済金の支払に必要な資金を緊急に低利で貸付け。

### 民間金融機関が行う場合の影響

民間金融機関からの借入では早急な資金手当てができなくなり、迅速な代位弁済ができなくなるとともに、金利負担が大きくなることから、保証料が引き上げられ農・漁業者の負担が増大する。

民間金融機関から農・漁業基金協会や都道府県が借入を行い、その原資を民間金融機関に預託する場合には、基金協会等の金利負担が大きくなることから、低利での原資預託ができなくなり、政策的に支援が必要な計画認定者への低利融資が機能しなくなる。

民間金融機関からの借入では、共済団体が必要とする資金の全額を無担保・無保証で低利かつ早急に調達することができなくなり、被災農・漁業者への共済金が早期に支払われなくなる。

## 補助金給付等とのコスト比較

信用基金の行う業務は、農林漁業者に対して資金の円滑な融通を図ることで農林水産業を発展させるという政策目的達成のため、国はもとより基金協会や林業者、共済団体等の出資を原資として、この原資をローリングすることにより、原資の有効活用をしているところであり、貸付対象者や保証・保険対象者に直接補助金を交付することに比べると、財政コストは低いと考えられる。

○ 保証・保険残高と出資金保有割合 (単位: 億円)

	16年度末残高	出資金等	うち国庫
保証・保険事業	41,449	660 (1.59%)	385 (0.93%)

## 新たな融資手法の検討

### a) 証券化

信用基金が行う貸付は、極めて政策性が高く貸付利率が低率であること、貸付額や期間が安定していないこと等から、当該貸付債権を証券化してもコストが合わないと思われる。

### b) アンバンドル化

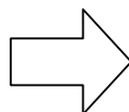
信用基金の行う貸付は、それぞれ政策目的のある制度の一環として基金協会等の業務と一体的に行っているものであり、基金協会等の実態を常に把握できる信用基金が審査、資金供給、回収を一括して行うことが効率的である。

### c) 信用補完業務への移行

信用基金の行う貸付は、基金協会が行う信用補完業務の一環として行われているものである。

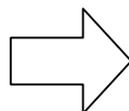
## 農林漁業信用基金の組織について

信用基金は特殊法人の見直しの方向に沿って組織の統廃合を実施(6組織を1法人に統合済み)



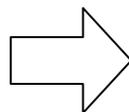
農林漁業者の信用補完業務を総合的に実施する機関として認知されているところ

- 信用基金は、法律に基づく国の政策を実行する業務を実施
- 政策性が高く、保険料、保証料、貸付利率を低く抑えているため収益性は低い



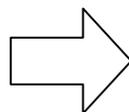
独立行政法人で行うことが必要

- 農林漁業関係信用補完を一手に実施しており、保証・保険、貸付業務に係る知見を有し、迅速な対応が可能
- 基金協会、都道府県、共済団体との一体的な業務体制を構築済み



現行の信用基金の組織を活用するのが最も効率的

他の政府系金融機関との統合の可能性



- 信用基金は、国のほか、基金協会、林業者、共済団体等からの出資金で財務基盤を構築
- 民間からの出資金を受け入れている法人は、財政融資資金の融資が受けられないことから、財政融資資金を活用している政府系金融機関との統合は困難

## リスク管理債権等の推移について

農林漁業信用基金の行う貸付については、

- ① 相手先が都道府県や農業・漁業基金協会、共済団体といった公的団体であること
- ② 資金の仕組みから、償還が確実であること
- ③ 過去において延滞等が発生したことがないこと

から、不良債権は存在せず、貸倒引当金も計上していない。

リスク管理債権比率、貸倒引当金の推移 (単位:百万円)

	15年度末	16年度末
貸付金残高	92,557	93,935
一般債権	92,557	93,935
貸倒懸念債権	—	—
破産更生債権	—	—
貸倒引当金	—	—